

重要事項説明書

指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）

デイサービスたんぽぽの家

指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

指定通所介護及び指定介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）の提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 和創会
代表者名	理事長 由井 照二
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区富合町古閑994-1 (電話) 096-358-4117 (FAX) 096-358-0588

2 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスたんぽぽの家
所在地・連絡先	(住所) 熊本県宇土市古保里町993-1 (電話) 0964-24-1155 (FAX) 0964-24-1159
事業所番号	4371101017 4371100621
管理者の氏名	蒲原 香代
利用定員	20名

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人和創会が開設する指定通所介護事業所・指定介護予防日常生活支援総合事業所（第1号通所事業所）「デイサービスたんぽぽの家」（以下「事業所」という。）は、事業の適正な運営を確保するため必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、通所介護の円滑な運営を図るとともに、事業所の従業員が利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所介護サービス及び指定介護予防日常生活支援総合事業サービス（第1号通所事業サービス）（以下「指定サービス」という。）を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

事業所は、利用者の要介護及び要支援状態となっても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、入浴・排泄・食事の介護等必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家の身体的及び精神的負担の軽減を図られるよう支援するものとします。

なお、事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との緊密な連携のもとにサービスを提供します。

4 事業所の概要

(1) 事業所の従業者体制

従業者の職種	員数	職務の内容
管理者	1名	事業所と従業者の管理、業務の一元的管理
生活相談員	1名以上	利用者等の相談援助と生活指導

介護職員	2名以上	利用者の介護
看護職員	1名以上	利用者の健康管理
機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能訓練

(2) 従業員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	4週8休
介護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	4週8休
看護職員	日勤（8：30～17：30） 常勤で勤務	4週8休

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	通常の実施地域は、宇土市（城塚町、宮庄町、笹原町、住吉町、網津町、網引町、上綱田町、下綱田町、赤瀬町を除く）、熊本市南区富合町全域、熊本市南区城南町（隈庄、島田）、宇城市松橋町（松橋、曲野、久具、内田、御船）、宇城市不知火町（高良、中、亀松、浦上）とします。
---------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください（実施地域を越えた所から1kmあたりの実費が必要となります）。

(4) 通所型サービスA（宇土市）の実施区域は宇土市（城塚町、宮庄町、笹原町、住吉町、網津町、網引町、上綱田町、下綱田町、赤瀬町を除く）とします。

(5) 営業日・営業時間

営業日	月曜～金曜日（祝・祭日含む）
営業時間 （サービス提供時間）	8：30～17：30 （9：00～16：30）
営業しない日	土曜日、日曜日 12月31日、1月1日～3日

※休みが長期となり利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人から利用の希望があった場合は、営業の検討を行います。

3 サービスの内容及び費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種類	内容
送迎	身体状況にあった車両に配慮し、事業所と自宅間の送迎を行います。
健康チェック	営業日ごとに健康状態の確認、血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
機能訓練	利用者の心身の状況等に応じて生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。
口腔機能向上	利用者の口腔機能の向上を目的として、口腔清掃及び摂食・嚥下機能に関する訓練を実施します。
入浴	入浴又は清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方にも従業者が介助いたします。入浴サービスの利用は任意です。

排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
相 談 及 び 援 助	利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人からのご相談に応じます。

イ 費用

【料金表】

<介護予防日常生活支援総合事業・通所型サービス>

介護予防日常生活支援総合事業費	料 金
要支援1	17,980円(1月につき)
要支援2	36,210円(1月につき)

○加算

種 類	料 金
一体的サービス提供加算	4,800円(1月につき)
科学的推進体制加算	400円(1月につき)
事業所が送迎を行わない場合	-470円(片道につき)
サービス提供体制強化加算Ⅲ(要支援1)	240円(1月につき)
サービス提供体制強化加算Ⅲ(要支援2)	480円(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

<介護予防日常生活支援総合事業・通所型サービスA>

○所要時間3時間以上5時間未満

種 類	利 用 料
送迎・運動	3,460円(1回につき)

※要支援1・要支援2・事業対象者の方は上記金額の1割・2割・3割が利用者負担となります。
 なお、加算サービスの一部は、任意選択です。

<指定通所介護>

○所要時間8時間以上9時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,690円	7,910円	9,150円	10,410円	11,680円

○所要時間7時間以上8時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円

○所要時間6時間以上7時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,840円	6,890円	7,960円	9,010円	10,080円

○所要時間5時間以上6時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5,700円	6,730円	7,770円	8,800円	9,840円

○所要時間4時間以上5時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3,880円	4,440円	5,020円	5,600円	6,170円

○所要時間3時間以上4時間未満の場合

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3,700円	4,230円	4,790円	5,330円	5,880円

○加算（1日につき）

種 類	利 用 料
入浴加算Ⅰ	400円（1回につき）
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	560円（1回につき）
個別機能訓練加算Ⅱ	200円（1月につき）
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60円（1日につき）
科学的介護推進体制加算	400円（1月につき）
口腔機能向上加算Ⅱ	1,600円（1月につき）
事業所が送迎を行わない場合	-470円（片道につき）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に9.0%を乗じた単位数

- ・ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、ご利用者の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・ 介護保険対象者の方は上記金額の1割・2割・3割が利用者負担となります。
- ・ 加算サービスの一部は任意選択です。
- ・ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が自己負担となりますのでご相談ください。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○ 食費

食費として1食あたり600円を負担していただきます。

○ 通常要する時間を超えるサービス

指定介護通所介護のご利用者の希望により、通常提供する通所介護サービスの所要時間を超えて、サービスを提供する場合は、3-（1）-イの【料金表】により、越えた所要時間の利用料を負担していただきます。

○ おむつ代

おむつを使用される方は、（パンツタイプS～M125円、L～LL140円、尿取りパッド50円）が必要です。

○ 事業の実施地域外の送迎費

4-（3）の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、実施地域を越えた所から往復1kmあたり37円が必要となります。

○ その他の費用

指定サービスの中で提供される便宜のうち、レクリエーション費用や、各種行事などで、ご利用者に負担いただくことが適当と認められる費用（駐車場代・ガソリン代等）は、ご利用者の負担となります。

○ キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

利用までに連絡があった場合	無 料
利用当日、来所後にキャンセルがあった場合	600円（昼食代として）

(3) 利用料等のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。お支払いは、原則として口座振替によりお支払いいただきます。入所時に、口座引き落とし手続きのご案内を致します。緊急・やむを得ない事由が生じた場合は、下記口座への振り込みをお願いします場合があります。

正当な理由がなく、3ヶ月の未納及び度重なる滞納があり、支払うように催告したにもかかわらず支払いが滞った方は、利用をお断りする場合があります。

- ① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし
- ② 下記口座への振込み
※入金確認後、領収証を発行します。

肥後銀行（金融機関コード：0182） 川尻支店（支店コード：109）
普通預金口座（口座番号）1577702
口座名義 社会福祉法人 和創会 理事長 由井 照二

4 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結にあたり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。
- ② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。
- ③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

- ① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。
- ② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と一緒に、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下の通りとします。

- ① 連帯保証人の負担は、極度額50万円を限度とします。
- ② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

9 火災時の対策

火災時の対応	別途定める「消防計画」にて対応を行います。			
避難訓練及び消防設備	昼間を想定した避難訓練を年2回、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	備考	設備名称	備考
防災設備	スプリンクラー	なし	防火扉・シャッター	なし
	避難階段	なし	屋内消火栓	なし
	自動火災報知機	なし	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	消火器	あり
	カーテンは防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	宇城消防署への届出日：平成24年10月31日 防火管理者：蒲原 香代			

10 サービス利用にあたっての留意事項

- 利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人は、体調の変化があった際は事業所の従業者にご一報ください。
- サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 入浴サービスを利用する際は、従業者の指示に従い、入浴時間、注意事項等をお守りください。
- 機能訓練器具等を使用する際は、従業者に必ず声をかけていただき、従業者の監視・指示のもとに行ってください。
- 敷地内禁煙となっておりますので事業所での喫煙はご遠慮ください。
- 送迎サービスを利用する際は、所定の場所及び利用日以外での乗降はできません。ただし、交通事故等により変更する場合がありますのでご了承ください。また、走行中のマナーの遵守もお願いいたします。
- 騒音・暴言・暴行等、他利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。行きすぎた迷惑行為に関しては利用をお断りする場合があります。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- その他決められた以外の物の持ち込みはご遠慮ください。

11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施 有 無

実施年月日 年 月 日 実施評価機関 ()

開示状況 ()

12 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（6ヶ月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ② 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

1.3 身体的拘束等の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体的拘束等を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1.4 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために指針等を作成し、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また、利用者の人権養護のためプライバシーの保護、ハラスメントの防止等に努め、従業者教育を行います。

虐待防止に関する担当者	管理者 蒲原 香代
-------------	-----------

1.5 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。更に、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.6 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

1.7 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人等の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことがないように誓約書等の必要な措置を講じます。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	事業者（法人）名	社会福祉法人 和創会
	代表者名	理事長 由井 照二 印
	事業所名	デイサービスたんぽぽの家
	事業所番号	(4371101017 4371100621)

説明者	職 名	
	氏 名	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、指定通所介護・指定介護予防日常生活支援総合事業（第1号通所事業）のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

また、担当者会議等において個人情報の提供を行うことに同意します。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

身元保証人兼連帯保証人	住 所	
	氏 名	印

デイサービスたんぽぽの家 苦情処理概要

- 1 利用者からの相談又は苦情等（以下「苦情等」という）に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

利用者及びその家族からの苦情については、以下の窓口で対応します。

- ① デイサービスたんぽぽの家
- ② 〒869-0415 熊本県宇土市古保里町993-1
- ③ Tel 0964-24-1155
- ④ 受付及び対応時間 8:30~17:30
ただし、ご要望により上記以外も対応いたします。
- ⑤ 担当者 管理者 蒲原 香代
不在の場合は、当事業所の他の従業者が対応し、担当者に確実に伝達します。

- 2 苦情処理体制・手順

- (1) 苦情の申し出、相談を担当者が受付いたします。
- (2) 事実関係を確認いたします。
- (3) 内容に応じて、ただちに事業所内検討会を開催し、当事業所が改善すべき事項を整理した対応案を作成します。
- (4) 当事業所改善事項、サービス計画の変更及び事業者への改善依頼等の対応案を申し出者に説明し了承を得て実施いたします。
- (5) 結果の確認を行います。
- (6) 申し出者に結果報告を行います。なお、納得が得られない場合は、市町村、国保連、県へ報告し、対応を要請し協議いたします。
- (7) 苦情処理の経過や結果について記録保存し、再発防止とサービス提供体制等の改善に活用いたします。

◎熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒862-8639

熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号

TEL 096-214-1101

FAX 096-214-1105

◎ 熊本市 高齢者支援部 介護事業指導課

TEL 096-328-2793

◎ 熊本県運営適正化委員会

TEL 096-324-5471